

第 2 期涌谷町自殺対策計画

(令和 6 年度～令和 10 年度)

いのち ささえあう わくや

～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～



令和 6 年 4 月

宮城県涌谷町

目 次

第1章	計画策定の趣旨等	1
1	趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
4	計画の数値目標	
第2章	涌谷町における自殺の現状	3
1	自殺者数の推移	
2	自殺のリスクが高い対象群	
3	自殺者の自殺未遂歴の状況	
第3章	自殺対策の取組	6
1	自殺対策の基本理念	
2	基本方針	
3	基本施策	
	(1) 地域におけるネットワークの強化	
	(2) 自殺対策を支える人材の育成	
	(3) 町民への啓発と周知	
	(4) 生きることの促進要因への支援	
	(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
4	重点施策	
	(1) 相談支援体制の充実と周知・早期対応	
	(2) 働き盛り世代の対策	
	(3) 高齢者世代の対策	
	(4) 自殺防止の啓発（ゲートキーパーの拡充）	
第4章	自殺対策の推進体制等	8
1	涌谷町自殺対策推進本部	
2	涌谷町自殺対策推進委員会	
3	わくやSOSネットワーク	
4	自殺対策の担当課	
5	検証と評価	
参考資料		
1	涌谷町自殺対策推進本部設置要綱	
2	自殺対策基本法	

はじめに

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には過労、生活困窮、育児や介護疲れ、孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

我が国の自殺死亡者数は、平成 22 年以降減少傾向にありますが、いまだに年間 2 万人を超えています。

当町における人口 10 万人当たりの自殺死亡者数は、国及び宮城県の数値を下回っていますが、平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間で、14 人の方が自ら命を絶っている現状があります。

町では、改正自殺対策基本法やこれまでのこころの健康に関する取組を踏まえ、実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として、令和元年 3 月に「第 1 期涌谷町自殺対策計画」を策定し、高齢者の社会的孤立の防止など、4 つの重点施策を掲げ、対策を講じてまいりました。

この度、第 1 期計画の終期である令和 5 年度に、これまでの取組を踏まえ計画の見直しを行い、「第 2 期涌谷町自殺対策計画」を策定いたしました。第 2 期計画では、新たに働き盛り世代の対策などを重点施策としております。

今後も、保健・福祉分野などの各計画との機能的な連携を図り、問題の発見と解決に向けた支援により、「誰も自殺に追い込まれることのない町」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に際し、貴重な御意見、御提案をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和 6 年 4 月

涌谷町長 遠藤 稔雄

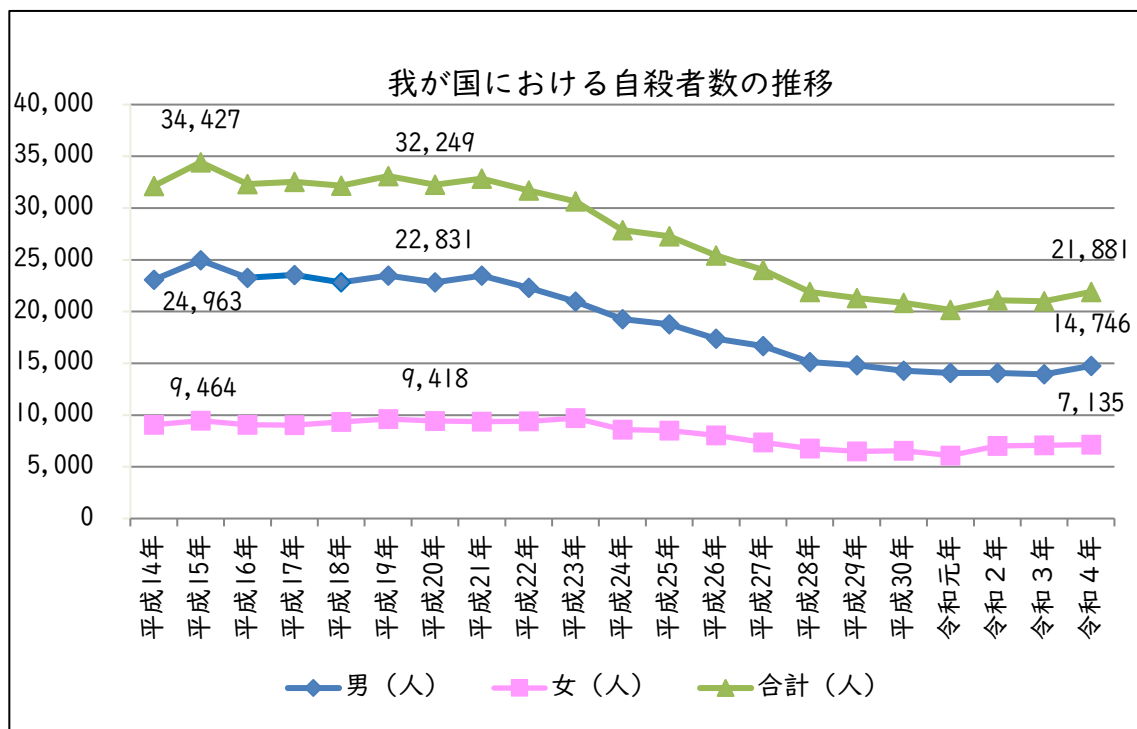
第1章 計画策定の趣旨等

1-1 趣旨

全国の自殺者数は平成10年頃に急増し全国で32,000人を超え、平成15年には34,000人に達しました。この状況を受け平成18年に自殺対策基本法が施行され、自殺は「個人の問題」ではなく「社会の問題」とであると広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が推進されました。その結果、自殺者数の年次推移は徐々に減少傾向に転じましたが、令和4年においても21,000人を超える状況が続いています。

これを受けて、国は令和4年10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を閣議決定しました。

当町では国の大綱を踏まえ、令和6年度から5年間を計画期間とする、「第2期涌谷町自殺対策計画」を策定し、「いのち ささえあう わくや」の基本理念のもと、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指し、全町的な取組として総合的に推進するための具体的な施策を定めました。



出典：（人口動態統計、警察庁「自殺統計」）

Ⅰ－２ 計画の位置付け

本計画は自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」として策定された前計画をもとに、中間評価・庁内各部署へのヒアリング結果を反映し、令和4年10月に閣議決定された新たな国の「自殺総合対策大綱」を踏まえて改訂したものです。

また、町の総合計画（後期基本計画）をはじめ、地域福祉計画や障害者計画等の関連計画、施策との整合を図り、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて社会全体の自殺リスクを低下させていくものとしします。

Ⅰ－３ 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

Ⅰ－４ 計画の数値目標

町の目指す最終的な目標は「誰も自殺に追い込まれることのない湧谷町」です。その実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国の「自殺総合対策大綱」においては、令和8年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を、平成27年と比べて30%以上減らし13.0%以下とすることを目標としています。

当町では、平成29年から令和3年において14人（平均して年間約2.8人）が亡くなっているという状況と国の方針を踏まえ、湧谷町の自殺対策計画の目指すべき目標値としては、令和10年までの5年間で概ね30%減少の12.1%（平均して年間約2.0人）以下を目指すこととします。

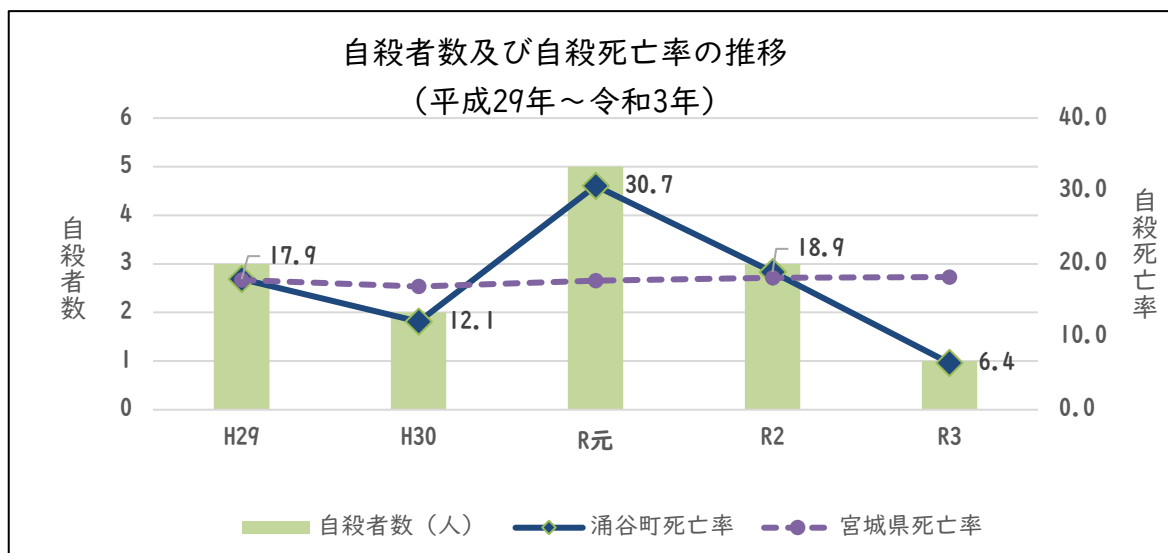
第2章 涌谷町における自殺の現状

2-1 自殺者数の推移

当町における過去5年間（平成29年～令和3年）の自殺者数は14人で、平均すると年間2.8人となっていますが、これまでの最多は、東日本大震災翌年の平成24年で10人でした。（単位：人）

	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	合計	平均
自殺者数	3	2	5	3	1	14	2.8

出典：警察庁「自殺統計」



※自殺死亡率は人口10万人当たりの自殺者数

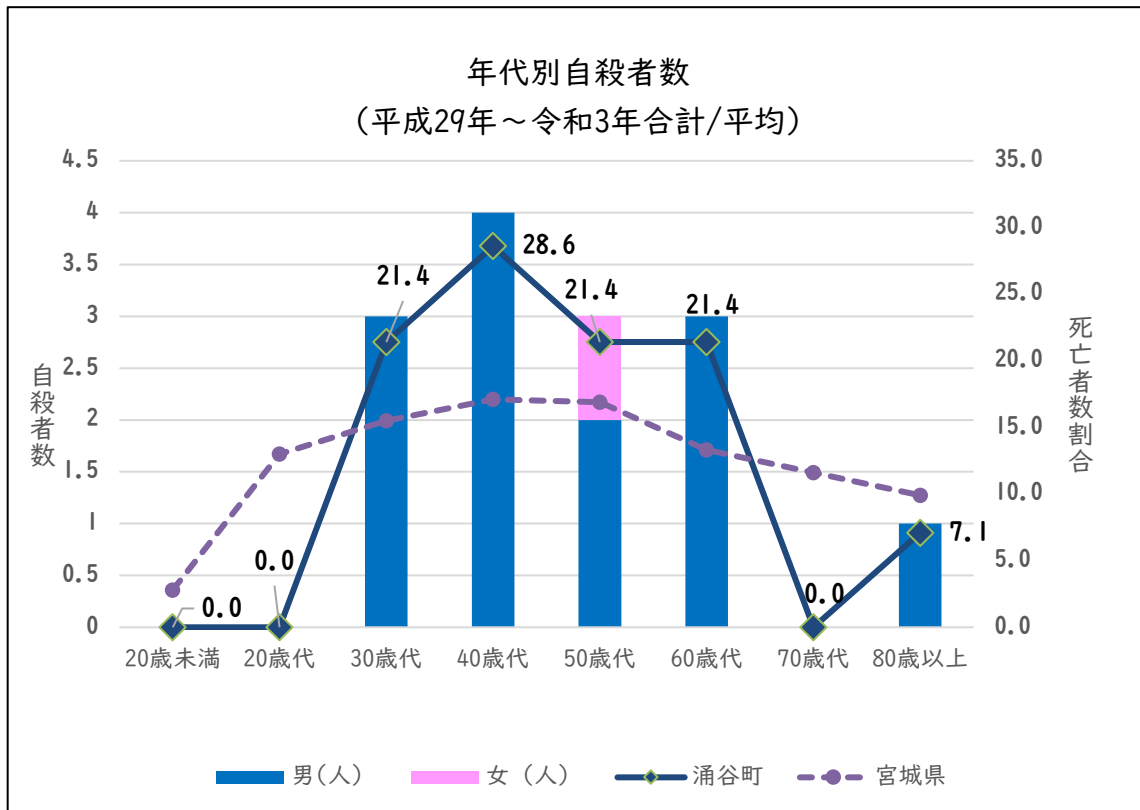
出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

性別・年齢階級別でみると、男性では30歳から60歳が多く、いずれも全国に比べて割合が高くなっています。20歳未満の自殺者はいませんでした。

年代別自殺者数（平成29年～令和3年合計）（単位：人）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
男	0	0	3	4	2	3	0	1	13
女	0	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	0	0	3	4	3	3	0	1	14

出典：警察庁「自殺統計」



※全自殺者に占める割合を示す

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2-2 自殺のリスクが高い対象群

当町における過去5年間（平成29年～令和3年）の自殺者数の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者数や自殺死亡率を比較した上位5区分を見ると、自殺者が多い区分が「男性・40～59歳・有職者・独居」、「男性・20～39歳・無職者・同居」、「男性・60歳以上・有職者・同居」、「男性・40～59歳・有職者・同居」が同数で、次いで「男性・40～59歳・無職者・同居」と続きます。

地域自殺実態プロファイル（※）では、男性・有職者の自殺者数が多く、その危機経路は、仕事の失敗や失業による生活苦や介護疲れ等からうつ状態を経て自殺に至るケースがうかがえます。

*地域自殺実態プロファイル：いのち支える自殺対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を詳細に分析したもの。

主な自殺者の特徴

	上位5区分	背景にある主な自殺の危機経路※
1	男性・40～59 歳 有職者・独居	配置転換（昇進／降格含む）→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
2	男性・20～39 歳 無職者・同居	①ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺 ②就職の失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3	男性・60歳以上 有職者・同居	①身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
4	男性・40～59 歳 有職者・同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
5	男性・40～59 歳 無職者・同居	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人ライフリンクが行った実態調査『自殺実態白書2013』を参考に危機経路を例示したもので、実際の事案ではない。

2-3 自殺者の自殺未遂歴の状況

当町における過去5年間（平成29年～令和3年）の自殺者のうち、自殺対策のうえでハイリスクの対象とされる自殺未遂歴のあった者の人数は公表不可となっていますが一定数おり、その割合は県や全国と比べてやや高くなっています。

自殺者の自殺未遂歴の状況

（単位：人）

	未遂歴あり	未遂歴なし	不詳
涌谷町	-	9 (64.3%)	-
宮城県	426 (20.9%)	1,381 (67.7%)	233 (11.4%)
全 国	20,100 (19.4%)	64,459 (62.3%)	18,937 (18.3%)

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

※上記表の空欄（-）は、個人が特定される恐れがあるため、公表不可の数値です。

第3章 自殺対策の取組

3-1 自殺対策の基本理念

国の自殺総合対策大綱における自殺総合対策の基本理念では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としており、その基本方針として自殺対策は「生きることの包括的な支援」として推進するとされています。

当町においても、「いのち ささえあう わくや ～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～」を基本理念とします。

基本理念

いのち ささえあう わくや
～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～

3-2 基本方針

国の自殺総合対策大綱の基本方針を踏まえ、関係機関・団体との連携を図りながら、町ぐるみで自殺対策を推進していきます。

3-3 基本施策

当町の自殺の実態に基づき、国が定める「全国的に実施されることが望ましいとされる」取組から以下の5つの施策を展開していきます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で、地域におけるネットワークを構築することが大切です。自殺対策は、保健、医療、福祉、介護、教育、労働その他様々な分野の施策、人々や組織が密に連携する必要があります。「生きることの包括的な支援」を実施するため、町内の関係団体や社会福祉団体等がそれぞれ果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互に連携・協力し、自殺対策はもちろん地域全体を見守る仕組みを構築し、ネットワークを強化します。

【地域のネットワーク】

行政区長、民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、日常的に地域の見守りや相談の窓口となっています。また、各地区に配置されている健康推進員は健診受診票の配布や健康教室の開催を行う等、地域住民の顔が見える活動を行っています。要保護児童対策地域協議会の関係者は、課題や問題を抱える子どもや保護者に直接接する機会が多くあります。

このような団体のほか、各地区の自治会や地域福祉会、社会福祉協議会、消防署、警察署などとも連携を強化し、「わくやSOSネットワーク」を構築し、連携強化を図っていきます。

また、町内の各種事業所にも協力機関としてネットワークへ参加してもらうよう働きかけます。

【庁内のネットワーク】

自殺対策は、庁内全体の課題として捉え、総合的、かつ、効果的に推進する必要があります。そこで、町長を本部長とする自殺対策推進本部を設置し、各部署の連携強化を図っていきます。

（２）自殺対策を支える人材の育成

自殺の背景となる様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が必要です。自殺の危険を示すサインに気づき、対応できる人材の育成を図ります。

また、悩みを抱える人の話を聴き、見守りながら必要な相談・支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を行います。

【町職員に対する研修】

町民の窓口対応を行う部署はもちろん、職員全員が自殺の実態を理解し、気づき役としての視点を持ってもらうため、ゲートキーパー研修を実施し、人材育成を図ります。

また、ハイリスクな人に対応する機会の多い専門職については、アセスメントやコーディネート力の強化を図ります。

（総務課、福祉課）

【関係団体に対する研修】

町職員以外に町民に接する機会の多い方々にも、自殺に対する気づき役となってもらうため、機会をとらえゲートキーパー研修の受講を推奨します。（福祉課、所管課）

団体名等	庁内所管課
・ 涌谷町議会	議会事務局
・ 遠田商工会 ・ 新みやぎ農業協同組合	産業振興課
・ 消費生活相談員 ・ 人権擁護委員 ・ 行政相談員 ・ 行政区長会 ・ 公衆衛生組合長	町民生活課
・ 健康推進員	健康課
・ 障害者相談支援事業所 ・ 障害サービス提供各事業所 ・ 基幹相談支援センター ・ 障害者相談員 ・ 民生委員・児童委員 ・ 更生保護司会 ・ 社会福祉協議会 ・ 介護サービス事業所	福祉課
・ 要保護児童対策地域協議会実務者会議	子育て支援課
・ 教育機関 ・ スクールソーシャルワーカー ・ わくや子どもの心のケアハウス	教育総務課
・ 地域婦人会 ・ 老人クラブ連合会 ・ 社会を明るくする運動関係者 ・ すばらしい涌谷を創る協議会 ・ 青少年健全育成事業関係者 ・ 青少年のための涌谷町民会議 ・ 芸術文化協会 ・ スポーツ少年団関係者 ・ 体育協会 ・ 文化財保護関係者	生涯学習課

(3) 町民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、命や暮らしの危機に陥った場合に、誰かに助けを求めることが大切であるということが社会全体の共通認識になるように、自殺対策に関する取組の普及啓発を行います。

また、こころの健康に関する相談窓口のほか、人権相談など様々な相談窓口について周知します。

【計画の周知】

懇談会の場合や広報、ホームページなどを利用し、自殺対策計画について、町民へ周知、啓発を行います。(企画財政課)

【研修会等の機会を利用した啓発】

各団体、サークル等の活動の機会をとらえ、自殺対策関連テーマでの研修会開催を推奨します。(生涯学習課)

【リーフレット配布や事業を活用した啓発】

認定農業者研修会や新規就農者促進研修会等で配布する資料の中に、自殺対策関連資料を掲載し周知します。(農業委員会)

町内各事業所で行う働き盛り世代の健康づくり教育の場で、ストレス問題や睡眠問題をテーマに取り上げ、セルフコントロールの方法や相談先を周知します。(健康課)

障害者自立支援協議会で作成する、障害者や家族に向けたガイドブックに、生きる支援に関する相談窓口情報を掲載します。

また、認知症サポーター養成講座内でも自殺に関する相談先一覧を掲載したリーフレットを配布します。(福祉課)

20歳を祝う会をはじめとした各事業の参加者に、自殺に関する相談先一覧等を掲載したリーフレットを配布します。(全課)

（４）生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力など）」よりも「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立感など）」が上回った時です。

そこで、「生きるための阻害要因」を減らすための取組だけでなく、「生きることへの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことにより、自殺リスクの要因を低下させる必要があります。

こうした点を踏まえて、「生きることへの促進要因」強化につながるさまざまな取組を進めます。

【生活困窮者等に対する支援】

生活困窮や無職、失業状態にある方は、経済的な問題だけでなく、心身の健康や子育て、介護、配偶者からの暴力などの家族との人間関係、ひきこもりなど様々な問題を抱えていることが考えられます。

重層的支援体制整備事業の包括的支援事業において、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の全ての相談を幅広く受け止め、各関係機関で連携を図りながら相談対応し、問題解決に向けた支援策を行います。

（税務課、建設課、上下水道課、健康課、福祉課）

【ひきこもり支援】

ひきこもりは、様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す言葉です。

ひきこもり状態の長期化に伴う閉塞感や将来への不安、偏見に対する苦しみもあり難しい問題となっています。

各関係機関で連携を図りながら相談対応し、問題解決に向けた支援策を行います。

（健康課、福祉課）

【妊婦・乳幼児の養育者等への支援】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目なく総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（こども家庭センター）において、保健師等の専門職による全ての妊産婦等に対する相談支援や必要に応じた支援プランの策定、サービスへの連携等の支援を実施します。また、妊婦、母親の不安を解消するため、訪問や各種健診事業の機会に、心身状態、精神発達など育児全般にわたる相談を一貫して身近で行い、必要に応じ関係機関につながります。

（健康課）

【障害者（児）と家族に対する支援】

介護疲れによる自殺リスクを軽減するため、障害者（児）を一時的に預かる日中一時支援事業等の福祉サービスを継続するとともに適切な障害サービスの提供を行います。

また、医療的ケアが必要なお子さんが地域で家族と共に生活できるよう関係機関で連携し、支えます。

様々な困りごとや課題の解決に向けて、基幹相談支援センターを案内します。

（福祉課）

【就業者への支援】

働き盛り世代については、仕事の質・量、仕事の失敗や対人関係などで悩み、強いストレス受け続けることで心身の不調につながる場合があります。

こころの健康を保ち、ストレスと上手に付き合うために、ストレス問題や睡眠問題をテーマに取り入れ、セルフコントロールの方法や相談先の情報を案内します。（健康課）

農業者へ農業資金制度事業、農地集積・集約化対策事業補助金、経営所得安定対策等推進事業に関するリーフレットの配布や相談窓口の開設、新規就農希望者の就労先の提供を行い、農業経営全般に関する支援を行います。（産業振興課）

農地、農家に関連する問題や困りごとを農家相談日や事務局において相談を受け、問題解決に向け支援します。（農業委員会）

就労を希望している方には、ハローワークや宮城県北部自立相談支援センター（パーソナルサポートセンター）などの相談窓口を案内します。（福祉課）

自殺対策の支援者となる職員自身が心身共に健康でなければ、町民の生命の安心と安全は守れません。職場内で情報共有や意見交換を行い、コミュニケーションを図るとともに、毎年行うストレスチェックにおける高ストレス者に対する面談、県や共済組合が実施するメンタルヘルス研修等への参加を促し、風通しのよい職場づくりと職員への支援を図ります。（総務課）

【児童・生徒、保護者に対する支援】

子育てや家庭についての悩みごと相談を、保健師や相談員が電話や面談により行います。

また、子どもの虐待の問題は、家庭環境や時代背景、家事や介護を担うヤングケアラーなど、様々な要因が複雑に絡み合っている生じています。虐待を受けている子どもや、ヤングケアラーなど支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るために、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。関係機関による要保護児童対策地域協議会において、子どもや保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行い、子どもを守るとともに保護者をサポートします。

(子育て支援課)

わくや子どもの心のケアハウスにおいて、様々な心の問題に起因した不登校児童・生徒のために、個々の状態に応じた学習サポートを行い、学校復帰へのきっかけづくりをするほか、児童・生徒本人やその保護者からの相談も行い、メンタル面の支援も行います。

また、社会福祉等の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーによる相談支援を行い、関係機関との情報共有や連携を図り、包括的な支援を行います。(教育総務課)

青少年相談室では、巡回指導や広報啓発活動を継続的に実施します。(生涯学習課)

【女性に対する支援の強化】

DVや離婚、経済的困難などで悩んでいる女性の相談を、相談員が電話や面談で行います。相談内容に応じ、関係機関に適切につながります。(福祉課)

【新型コロナウイルス感染症に対応した支援】

新型コロナウイルス感染症による経済活動、社会生活及び社会的孤立等の影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、各機関においてハイリスク者を把握し適切な支援へつなぎます。

(健康課、福祉課)

【その他の支援】

町道等の定期点検やパトロールの際に、気になる人がいれば声がけや関係機関への通報を行います。

(建設課)

(5) 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

若年層が自殺に追い込まれないために、抱えた悩みや問題が深刻化する前に必要な支援につなげる取組が求められます。平成28年に改正された自殺対策基本法第17条第3項において明文化されている「ＳＯＳの出し方に関する教育」は、平成29年に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の重点施策の一つとしても位置付けられています。

困難やストレスに直面した児童・生徒が助けを求める声をあげられることを目指し「ＳＯＳの出し方に関する教育」を実施します。

自殺対策基本法第17条第3項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合における対処の仕方を身に付けるなどのための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

ＳＯＳの出し方に関する教育の推進について

「ＳＯＳの出し方に関する教育」とは、「子どもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にＳＯＳを出す）ことができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育です。

【学校関係者への啓発】

児童生徒向けのＳＯＳの出し方に関する教育について、国及び県の通知や資料を活用し周知します。また、関係団体が開催する研修会への参加を促します。

校長会や養護教諭部会、夏季教員研修会等において、ＳＯＳの出し方に関する教育の情報や参考資料を提供する等啓発に努めます。（教育総務課）

【子どもと関わる地域支援者への啓発】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のケアハウス関係者、児童委員、放課後児童支援員、放課後デイサービス支援員、青少年相談室担当者、スポーツ少年団関係者等が、ＳＯＳの受け手となれるよう「ＳＯＳの出し方に関する教育」の取組について情報発信を行えるように努めます。

（教育総務課、生涯学習課、子育て支援課）

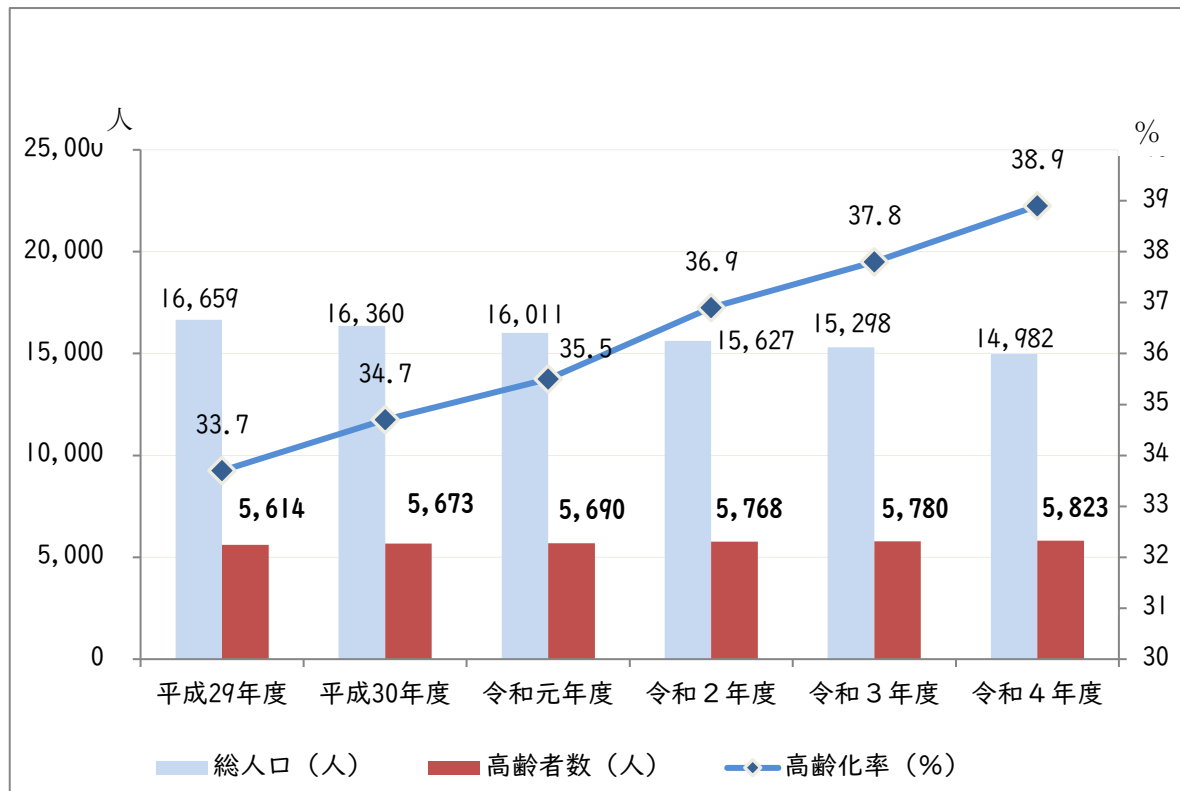
【相談窓口の周知】

児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、「24時間子どもＳＯＳダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口の周知を行います。

（教育総務課、子育て支援課）

3-4 重点施策

涌谷町の人口及び高齢化率



出典：高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

全国的に高齢化が進行している状況ですが、当町においても総人口が減少する中で、高齢者数が増加しており、平成29年時点で33.7%だった高齢化率は、令和4年には38.9%まで上昇しており、今後も上昇傾向が続くものと予想されます。

国が作成した当町の「地域自殺実態プロファイル」においては、30歳以上の男性に自殺者が多い傾向が示されていることから、町として特に深刻な問題ととらえ、重点的に対策を施すべきと考えられます。

過去5年間（平成29年～令和3年）において自殺で亡くなった14人のうち、12人が30歳代から60歳代の男性です。いわゆる働き盛り世代であり、危機経路として仕事や事業の不振や過労、経済的不安や介護疲れからうつ状態となり自殺に至るという特徴がみられます。高齢化が進むにつれ、今後ますますこの年代の負担が増すことが予想されます。

労働者数50人未満の小規模事業所では、メンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれます。あわせて、高齢者の介護予防を図ることで働き盛り世代にかかる負担の軽減が図られると考えます。

人は、様々な問題を抱えたときに誰にも相談できず、自殺リスクが高まると考えられることから、町の重点課題とし取り組みます。

孤立状態にある場合、早期に必要な支援につなげることが重要です。地域や職場、家庭、医療機関、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携のもと、自殺防止啓発活動の推進及び家族を含む支援関係者の連携強化を図ります。

(1) 相談支援体制の充実と周知・早期対応

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、自殺はその多くが追い込まれた末の死といわれています。「死にたい」と感じたときや不安に感じたときに、相談できる体制の充実を図ります。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、複雑化・多様化した課題に対応できるよう関連する全ての施策が相互の役割を發揮し、有機的な連携強化を図るため重層的支援体制整備事業（※）を推進します。

※重層的支援体制整備事業：市町村において、既存の相談支援等の取組をいかしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のこと。

(2) 働き盛り世代の対策

勤労者は他と比べてうつ病の症状が続いても「受診しない」人の割合が高くなる傾向があり、早期対応が難しい状況にあります。うつ病などのメンタルヘルスへの理解促進として研修会の実施等メンタルヘルス対策の普及啓発、相談体制の充実を図ります。

(3) 高齢者世代の対策

高齢者は、退職や役割が減ることから喪失感や孤立感を感じ、うつ状態やひきこもりに至る場合もあります。高齢期を元気に過ごすため、地域社会における役割や居場所づくりが必要です。

趣味や地域活動等への関心を高めるお茶っこ飲み会や介護予防教室などの多岐にわたるサロン活動の開催を支援し、定期的に外出できる機会の提供を行います。生活支援コーディネーターと連携した地域支え合い活動による地域づくりを推進します。

（４）自殺防止の啓発（ゲートキーパーの拡充）

各行政区の健康教室や介護予防教室等の機会や農協・商工会、事業所などと連携し、自殺防止の啓発と自殺対策を支える人材育成のため、ゲートキーパー養成講座を実施します。

また、様々な相談窓口につながった際に、自殺予防の視点を持ち適切な対応ができるよう、関係機関・団体・行政に関してもゲートキーパーの拡充を図ります。

第4章 自殺対策の推進体制等

4-1 涌谷町自殺対策推進本部

町長を本部長とした全所属長で構成される「涌谷町自殺対策推進本部」において、横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

4-2 涌谷町自殺対策推進委員会

「涌谷町自殺対策推進委員会」において、計画の進捗管理を行います。

4-3 わくやSOSネットワーク

涌谷町自殺対策推進本部を核として、警察署、消防署、保健、福祉、職域等、町内外の幅広い関係機関や団体で構成し、自殺対策だけでなく、地域全体の見守りを行うネットワークの構築に取り組みます。



4-4 自殺対策の担当課

本計画の担当課（計画策定事務局）は、福祉課とします。

4-5 検証と評価

本計画では、自殺者総数のほか、「誰も自殺に追い込まれることのない湧谷町」の実現に向けて、重点的に行う支援や取組において目指す姿を目標値として設定します。

本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルにより、湧谷町自殺対策推進本部が、関係機関と連携を図りながら、継続的に自殺対策を行います。

また、湧谷町自殺対策推進委員会において、自殺対策計画で定めた指標及び目標の進捗状況について検証・評価を行います。

第1期湧谷町自殺対策計画における指標及び目標

指 標	現 状	目標値 (令和5年)	結果	第2期計画 継続の有無
自殺者数 (自殺死亡率)	平成29年～令和3年 14人 (17.3%)	30%減少	達成	継続

*平成29年～令和3年平均のデータは警察庁「自殺統計」より

指 標	現 状	目標値 (令和5年度)	結果	第2期計画 継続の有無
自殺者数 (自殺死亡率)	平成29年～令和3年 14人 (17.3%)	30%減少	達成	継続
わくやSOSネットワークの構築	構築	構築	達成	継続
町民向けゲートキーパー養成数	171人	延べ270人	未達成※	継続
町職員向けゲートキーパー養成数	57人	全職員の50%以上	未達成※	継続
広報・ホームページでの啓発	年1回	年1回	達成	継続
啓発パンフレット・リーフレット作成	配布	製作・配布	達成	継続
学校関係者への周知・啓発	実施	年1回	達成	継続

※新型コロナウイルス感染症によりゲートキーパー養成講座を縮小して開催のため。

第2期涌谷町自殺対策計画における指標及び目標

【重点指標】

町の自殺死亡率の減少を目標とし、各取組を推進します。

指標	平成29年～令和3年平均	令和6年～令和10年平均
自殺者数 (自殺死亡率)	2.8人 (17.3%)	2.0人 (12.1%)

*平成29年～令和3年平均のデータは警察庁「自殺統計」より

*評価期間は直近過去5年間とする。

【重点施策】

- (1) 相談支援体制充実と周知・早期発見
- (2) 働き盛り世代の対策
- (3) 高齢者世代の対策
- (4) 自殺防止の啓発（ゲートキーパーの拡充）

施策項目	指標	目標値（令和10年度）
相談支援体制充実と 周知・早期発見	① 相談窓口の充実 ② 広報・ホームページでの啓発 ③ 啓発パンフレット・リーフレットの配布	① 3か所 ② 年2回 ③ 全世帯に配布
働き盛り世代の対策	① メンタルヘルスの研修会 ② 広報・ホームページでの啓発	① 年1回 ② 年2回
高齢者世代の対策	① お茶っこ飲み会や介護予防教室の開催数 ② 地域サロン活動団体等への出前講座・研修会の開催 ③ 閉じこもり高齢者宅への訪問数	① 年5教室 ② 年3回（出前講座） 年1回（研修会） ③ 年10世帯へ訪問
自殺防止の啓発 （ゲートキーパーの 拡充）	① 地域関係者向けのゲートキーパー養成講座の受講者数 ② 中小企業向けのゲートキーパー養成講座の受講者数 ③ 町職員向けのゲートキーパー養成講座の受講者数 ④ 学校関係者向けのゲートキーパー養成講座の受講者数	① 延べ100人 ② 延べ50人 ③ 延べ150人 ④ 延べ30人

参考資料Ⅰ

涌谷町自殺対策推進本部設置要綱

平成30年7月30日

涌谷町要綱第30号

(設置)

第1条 全課が連携の上、所管する関係機関及び関係する団体等（以下「関係機関等」という。）と自殺予防対策事業の推進に協調して取り組むため、涌谷町自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 自殺対策に係る業務の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、涌谷町庁議の構成員をもってこれに充てる。

- 2 本部は、本部長、副本部長を置く。
- 3 本部長は、町長の職にある者をもって充てる。
- 4 副本部長は、副町長の職にある者をもって充てる。

(任務)

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月30日から施行する。

参考資料 2

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしきもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄

（施行期日）

Ⅰ この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第2期涌谷町自殺対策計画

発行日 令和6年4月

発行 涌谷町

編集 涌谷町福祉課

〒987-0121

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字中江南 278 番地

電話 0229-25-7903

E-mail gr-chiiki@town.wakuya.miyagi.jp